

会場：ウインクあいち

中堅・中小企業のためのビジネスセミナー



最新 中国赴任者実務のポイント

～個人所得税法改正と社会保障協定発効を踏まえて

2019年
11/27
(水)

2019年は中国赴任者を取り巻く法的環境に大きな変動のあった一年でした。とりわけ、**個人所得税法の改正**（2019年1月1日施行）、**日中社会保障協定の発効**（2019年9月1日）は、中国赴任者を派遣する日本本社にとっても、コスト管理や労務管理の観点から再考が迫られる非常に大きな転換点になったものと言えます。

今回のセミナーでは、2019年の年末を迎えるにあたり、いまいちど中国赴任者を取り巻く法的環境を整理するとともに、改めて中国赴任者に関するコスト管理や労務管理の在り方を検討いただく一助となることを目的として開催させていただきます。皆様のご参加をお待ちしております。

【セミナーコンテンツ】

1 【外国人の出入国管理】

- ・外国人の中国国内での就労に関する規制
- ・中国赴任者の赴任前、帰任時の手続

2 【中国個人所得税法の改正】

- ・改正後の個人所得税課税の概要
- ・赴任者、出張者に関する注意事項

3 【日中社会保障協定の発効】

- ・中国の社会保険制度の概要
- ・日中社会保障協定の発効に伴う注意事項

《セミナー講師》

◆ 西澤 民行 ◆

税理士法人 成和 国際部
上海成和ビジネスコンサルティング 総経理

- 参加対象者 / 中国ビジネスを実施されている中堅・中小企業オーナー様、経理・総務担当者様
中国へ赴任されている駐在員様
(一般企業を対象としております。
同業者の方のお申し込みはご遠慮ください。)

- 募集人員 / **30名様 限定**

(先着順とさせていただきます)

- 会場 / **ウインクあいち 904会議室**

〒450-0002
名古屋市中村区名駅4丁目4-38
TEL : 052-571-6131
(名駅地下街 ユニモール
「U5番出口」徒歩2分)

- 日時 / 2019年 **11月27日(水)**
10:00 - 11:30

- 参加費 / **無料**



【セミナー開催 会場案内図】

<http://www.seiwa-group.jp/>

✉ info@seiwa-group.jp

【お問い合わせ】 税理士法人 成和 名古屋事務所 担当：石田・服部

〒450-0002

名古屋市中村区名駅3-25-9 堀内ビル7階 TEL 052-433-2112 E-mail : info@seiwa-group.jp

◆◆お申込みは、裏面に必要事項をご記入のうえ**FAX**、または**E-mail** でお願いたします◆◆

FAX

税理士法人 成和
担当： 石田・服部
052-433-2114

2019年11月27日
最新 中国赴任者実務のポイント セミナー
(ウィンクあいち会場)



ご出席

ご欠席

今後セミナー案内を
希望しない

フリガナ お名前	TEL		
	E-mail		
会社名			
所在地			
部署・ 役職		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
年齢層	<input type="checkbox"/> 20歳代	<input type="checkbox"/> 30歳代	<input type="checkbox"/> 40歳代
	<input type="checkbox"/> 50歳代	<input type="checkbox"/> 60歳代	<input type="checkbox"/> 70歳以上
ご意見 ご質問			
	ご記入いただいた個人（法人）情報は、弊社及びグループ会社が開催するセミナー・フォーラム・サービスに関する情報の提供の目的で利用させていただきます。 登録情報は厳重に管理し、第三者に開示することは一切ございません。		

FAX

052-433-2114



セミナーの詳細については、裏面をご覧ください

